

一般社団法人日本官能評価学会 会費規程

(会費)

第1条 会員は、入会するときに年会費を支払い、以後毎年年会費を支払わなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記の通りとする。

- (1) 正会員 5,000 円
- (2) 学生会員 2,500 円
- (3) 賛助会員 50,000 円 (一口)
- (4) 名誉会員 会費納入免除

3 既納の年会費は、いかなる理由があってもそれを返還しないものとする。

(会員の特典)

第2条 会員の特典は、特別の場合を除き、入会日をもって発生する。

2 全会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する機関誌の頒布を受けることができる。
- (2) メールによる情報提供を受けることができる。
- (3) この法人が主催、共催する講演会、研究会等に無料もしくは割引料金で参加することができる。

3 賛助会員が団体である場合、2人目まで年次大会参加費を無料とする。その他学会の主催するワークショップなどのイベントに賛助会員区分の価格で参加できる。

4 賛助会員が団体である場合、同団体所属の者に限り任意に部会に参加することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2017年12月1日より施行する。